

市川第 20240508-0077 号

令和 6 年 5 月 11 日

子ども会育成会長 各位

市川市 教育委員会

生涯学習部 青少年育成課

令和 6 年度市有バス等貸出事業について

平素より、子ども会育成会の皆様におかれましては、市内の子ども会活動並びに子ども達の健全育成にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、管財課が所管している市有バス貸出事業について、コロナ禍における利用の制限、基準の見直し等により、子ども会活動での活用が困難でしたが、この度、利用基準を緩和いたしました。「地域の青少年の体験活動を目的とした事業」など、利用条件を満たす場合は市有バス等を利用することが可能となります。

つきましては、裏面をご確認の上、利用を検討される場合は、事前に青少年育成課までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、利用に関する手続きの窓口は管財課ではなく青少年育成課になりますのでご注意ください。詳細は下記市役所ホームページをご参照ください。

また、必ずしもご希望通りの日程でバスの予約ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

記

【裏面資料】 市有バスのご利用の流れ

【市役所ホームページ】 下記 URL もしくはトップページで「市有バス」で検索

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/fin08/0000450981.html>



【問い合わせ先】

市川市教育委員会

生涯学習部 青少年育成課

担当 久木・鹿野

047-383-9419 (直通)

市有バスのご利用の流れ

①ご相談

子ども会で市有バスのご利用をお考えの場合は、青少年育成課までご相談ください。

★利用条件（抜粋）

利用目的：「青少年の体験活動」など。

慰安や観光目的は利用不可。

利用時間：午前9時から午後5時まで。

利用行程：片道100km未満の日帰り。

利用回数：同一団体につき1年度2回以内。

利用人数：14名以上（うち半数以上が市内在住・在勤・在学）。

その他：申請後のキャンセルは不可。

市有バスの予約状況等により、ご希望がかなわない場合があります。

②ご申請

市有バスのご利用が決まりましたら、下記の書類を青少年育成課までご提出ください。

★ご提出いただく書類

①市有バス等利用申請書

②行程表

③乗客リスト

【ご注意】

ご申請は、原則として市有バスを利用する月の2か月前までをお願いいたします。



④市有バスの貸出



③調整・確認

ご提出いただいた書類を、青少年育成課と管財課が確認いたします。

日程等の調整が必要な場合は、ご申請者様と青少年育成課で協議を行うことになります。

⑤報告書のご提出

市有バスのご利用後、30日以内（3月にご利用された場合は、3月末まで）に、「市有バス等利用報告書」を青少年育成課までご提出ください。